

一人暮らしの手続き

各種手続き早見表

	連絡先	入居時	退去時	一口メモ									
電気	関西電力 営業時間、休業日をご確認ください。 □京都営業所 075-491-1141 □ホームページアドレス http://www.kepco.co.jp/	通常、ブレーカーのスイッチをONにすると、電気は使用できます。備え付けの連絡ハガキや電話、ホームページで利用開始日を関西電力にお知らせ下さい。	お引越し日が決まりましたら、電話かホームページで関西電力へ連絡し、閉栓手続きを行って下さい。 退去の際はブレーカーのスイッチをOFFにして下さい。	通常は入居した日から使用できますが、電力会社が外線を外している場合がありますので入居前に確認してください。									
ガス	大阪ガス 営業時間、休業日をご確認ください。 □お客様センター 0120-8-94817 □ホームページアドレス http://www.osakagas.co.jp/	ガスの「開栓」には本人の立会いが必要です。お引越しの1週間から2、3日前までに電話かホームページで大阪ガスに連絡して下さい。 ※開栓の際は印鑑が必要です。 ※予約制のため、当日の開栓依頼は受け付けてもらえません。	お引越し日が決まりましたら、電話かホームページで大阪ガスへ連絡し、閉栓手続きを行って下さい。 ※立会いの場合もあり。	引越し先では、勝手にメーターコックを開けずに、ガス会社の係員にガスの種類とガス器具があるかどうかなどの安全確認をしていただいてから使用します。									
水道	京都市水道局 ※区によって受け持ち水道局が異なります。詳細はホームページまたは電話にてご確認ください。 □ホームページアドレス http://www.city.kyoto.lg.jp/suido □お客様窓口サービスコーナー 075-672-7770 長岡京市 075-955-9540 向日市 075-921-4433	転居先の水道局にて開栓の手続きを行います。 1、電話による申し込み 2、ファックスによる申し込み 3、窓口ご来所による申し込みが可能です。 http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000043061.html	お引越し日が決まりましたら、受け持ちの水道局に連絡し、閉栓手続きを行って下さい。	退去時には蛇口をしっかり閉めておきましょう。									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■営業所のご案内</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">北営業所 075-462-3251</td> <td style="width: 33%;">左京営業所 075-722-7700</td> <td style="width: 33%;">西京営業所 075-392-8791</td> </tr> <tr> <td>丸太町営業所 075-841-9146</td> <td>東山営業所 075-561-7117</td> <td>九条営業所 075-682-3910</td> </tr> <tr> <td>右京営業所 075-841-9184</td> <td>山科営業所 075-592-305</td> <td>伏見営業所 075-641-8301</td> </tr> </table> </div>					北営業所 075-462-3251	左京営業所 075-722-7700	西京営業所 075-392-8791	丸太町営業所 075-841-9146	東山営業所 075-561-7117	九条営業所 075-682-3910	右京営業所 075-841-9184	山科営業所 075-592-305	伏見営業所 075-641-8301
北営業所 075-462-3251	左京営業所 075-722-7700	西京営業所 075-392-8791											
丸太町営業所 075-841-9146	東山営業所 075-561-7117	九条営業所 075-682-3910											
右京営業所 075-841-9184	山科営業所 075-592-305	伏見営業所 075-641-8301											
電話	NTT 局番なし 116 □116番 午前9時～午後5時(月曜～金曜) □営業窓口 午前9時～午後4時(月曜～金曜) ※土曜、日曜、祝日は休業です。	電話工事は予約制です。お引越し日が決まりましたら、早めに電話局に電話工事を申し込んでください。 電話を使用する場合は、電話加入権が必要です。	お引越し日が決まりましたら、電話局へ連絡し、移転や休止等の手続きを行って下さい。	電話工事で立会いが必要な場合がありますので、電話局に確認して下さい。									

市町村役所手続き早見表

	手続きするもの	期間	届け先	手続きに必要なもの
役所	□転入届 □転出届 □印鑑の登録／登録の廃止	■転出届は転出予定日までに ■転入届は14日以内	★旧住所の市役所・区役所 ★新住所の市役所・区役所	●届け人の印鑑 ●転出証明書 ※旧住所所轄の市役所・区役所にて発行してくれます。 ●印鑑登録する印鑑
郵便局	□郵便物の転送 ※転送期間は届け出てから1年間	■受付時間内随時 (祝前日を除く)	旧住所所轄郵便局	お近くの郵便局にて住所変更届用紙(はがき)に記入し、郵便局に通知する。